

よくある質問（FAQ）

1. 要綱第3条に「保健師、助産師、看護師及び准看護師の委託を受けて保育する児童が1人以上の場合に限る」とあるが、年度途中で看護職員が利用しなくなった場合あるいは、年度中途から看護職員の児童が入所した場合には交付申請できないのか？

当該年度に6月以上、看護職員が利用した月があることが必要です。また、看護職員の利用がない月は、基準額算定時の運営月数から除かれます。

2. 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業や企業主導型保育事業、都道府県労働局の両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）を受給している場合は、申請できないのか？

補助の対象となる経費・期間が同一である場合は、申請できません。

都道府県労働局の両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）については、年度途中で助成金の期間が終了した場合は、終了した月の翌月分からを対象に申請することができます。補助金の算定は、月割りで行います。

例）当該年度5月まで都道府県労働局の両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）を受給している場合の補助金額

$$\boxed{\text{要綱第2条第3項で算出した補助金の交付額} \times 10/12}$$

3. 負担能力指数を算出する際などに用いる4月1日現在の院内保育施設利用職員の児童数には、定期的に利用する児童のみを計上するのか？

4月1日（土曜又は休日の場合は直後の平日とする）に利用したすべての児童（未就学児）を計上してください。